

令和4年9月8日

保護者の皆様へ

丹波市教育委員会
教育長 片山 則昭

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

平素は、丹波市の教育活動に格別のご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

このたび国の新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準にかかる療養期間が一部見直されました。丹波市教育委員会では、兵庫県教育委員会の方針等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等について、下記のとおり対応することとしましたので、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今後、感染拡大の状況により、変更が生じることがあることを申し添えます。

記

1 療養期間等の取扱いについて

(1) 有症状患者

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から解除可能になります。

※但し、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、マスク着用等、自主的な感染予防行動を徹底願います。

※症状、治療などにより異なる場合があります。

※学校や地域の感染状況によっては、上記に関わらず、これまで通り10日間の自宅待機の措置を学校から求める場合があることにご理解願います。

(2) 無症状患者（無症状病原体保有者）

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には、8日目に療養解除可能になります。

- ・5日目に検査キット（薬事承認されたもの）を用いた検査を行い、陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除可能になります。

※但し、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、マスク着用等、自主的な感染予防行動を徹底願います。

※学校や地域の感染状況によっては、上記に関わらず、これまで通り7日間の自宅待機の措置を学校から求める場合があることにご理解願います。

2 療養期間中の外出自粛について

有症状の場合で症状軽快から 24 時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際には必ずマスクを着用するなど、自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えありません。

3 その他

濃厚接触者に対する自宅待機期間につきましては、これまでと変更ありません。
(原則 5 日間の自宅待機)